暖房用のもの	瞬間形	開放形	85.3
		半密閉式	79.4
		密閉式	82.1
	貯湯式であって急速加熱形のもの	オン－オフ制御	87.0
		オン－オフ制御以外のもの	82.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		84.0
浴用のもの	伝熱筒のあるもの		75.0
	伝熱筒のないもの		61.0

備考）1　「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
2　「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
3　「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。
4　「急速加熱形のもの」とは、加熱時間（ＪＩＳ　Ｓ　3031に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。）が200秒以内のものをいう。
5　「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。
6　「オン－オフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。
7　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第58号（平成18年３月29日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

⑵　目標の立て方

当該年度の石油温水機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

11－４　ガス調理機器

⑴　品目及び判断の基準等

ガス調理機器	【判断の基準】 ①こんろ部にあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②グリル部にあっては、エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ③オーブン部にあっては、エネルギー消費効率が表３に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）1　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。
①業務の用に供するために製造されたもの
②ガス（都市ガスのうち13Ａのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
③ガスグリル
④ガスクッキングテーブル
⑤ガス炊飯器
⑥カセットこんろ
2　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表１　ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

区分			こんろ部 基準エネルギー消費効率
ガス調理機器の種別	設　置　形　態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	２口以下	56.3
		３口以上	52.4
	組込形	２口以下	53.0
		３口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

備考）1　「ガスレンジ」とは、ガスオーブンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
2　「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
3　「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
4　「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
5　「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
6　こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省平成18年３月告示第56号の「３エネルギー消費効率の測定方法⑴」による。

表２　ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分		グリル部基準エネルギー消費効率の算定式
燃焼方式	調理方式	
片面焼き	水あり	Ｅ＝25.1Vg＋123
	水なし	Ｅ＝25.1Vg＋16.4
両面焼き	水あり	Ｅ＝12.5Vg＋172
	水なし	Ｅ＝12.5Vg＋101